

岩倉市都市計画審議会会議録

- 1 日 時：令和4年11月15日（月） 午後2時00分～午後3時40分
- 2 場 所：岩倉市役所7階 第2・3委員会室
- 3 出席委員：嶋田 喜昭・加藤 彰・櫻井 好・濱田 常雄・佐藤 友泰・木ノ本 みゆき・
石黒 里実・片岡 健一郎・鬼頭 博和・大野 慎治・黒川 武・木村 冬樹
一宮建設事務所 二ノ宮 明彦
江南警察署 交通課 吉住 貴志
敬称略
- 4 欠席委員：山田 幹夫
- 5 傍聴者数：0名
- 6 事務局：建設部長・都市整備課長・計画営繕グループ長・同技師・同主事補
上下水道課長・下水道グループ長・同主任
- 7 議 題：（1）尾張都市計画下水道の変更（岩倉市決定）について
（2）尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について
（3）特定生産緑地の指定について
- 8 審議内容：別添のとおり
- 9 そ の 他：岩倉市都市計画マスタープランの産業系拡大ゾーンの進捗について

岩倉市都市計画審議会会議録：令和4年11月15日開催

事務局： それでは皆様大変お待たせいたしました。ただ今より、都市計画審議会を開催いたします。わたくし岩倉市役所の都市整備課長、西村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

まずは都市計画審議会条例の第3条第3項によりまして、委員の方を今回新しく令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間お役目をお願いしております。本日は新たな委員さんをお迎えしての審議会となりますのでどうぞ二年間よろしくお願いいたします。

なお、江南警察署長様におかれましては、交通課規制係長の吉住 貴志様に代理でご出席をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、委嘱状につきましては、本来であれば市長からご自席に直接交付させて頂くところですが、コロナ禍でもございますので直接交付はせず、事前に自席へ置かせて頂きましたのでご了承を頂きますようよろしくお願いいたします。それでは、久保田市長よりご挨拶を申し上げます。

市長： 改めまして、皆様、こんにちは。岩倉市長の久保田桂朗でございます。

本日は、本年度第1回の岩倉市都市計画審議会を開催させて頂きましたところ、皆様大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から岩倉市政におきましては、皆様に多大なるご理解、ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、今、司会からありました通り、新型コロナウイルス感染症の影響はまだまだ続いております。この委嘱状も本来ですと、皆さまお一人お一人にお渡しをしてお願いをさせて頂くところですが、こうした事情から了承いただきたいと思っております。感染者ですが昨年の同時期の資料をみますと、今比較的落ち着いた状況にあるということでした。ただ、今後年末師走に向けて心配される状況にあると感じております。ただ社会活動は、感染防止対策をしっかりと取りながら継続していくという流れがございまして、つい先日も岩倉の市民の皆さまにお集まりいただくふれあい祭りの開催をいたしました。コロナ禍での市民の皆さまの笑顔が印象的でした。ですがまた、物価高等の社会生活が変化をしている様子が見受けられるところが大変懸念をされるところでございます。社会活動が3年ぶりということで、さまざま開催されていくという中やはり皆さま市民の方の居場所が戻ったり、例えば防災訓練など、これまでは行わ

れてこなかったのですが、今年になり再開されました。やはり防災意識というものは、日ごろの訓練によってつくられていくものでもありますので、無くてはならないものもあるということも感じて頂けていることと思います。

余談になりますけれども、私、昨日東京へ出張しておりまして、帰りの新幹線が例の地震の影響で止まってしまいまして、東京からの帰り浜名湖を過ぎたあたりの愛知県に入る手前のところで、急に車内が暗くなって新幹線がスーッと減速して止まったのですが、何が起こったのかと思ったところで停電になって真っ暗になりました。その地震は三重県沖が震源でしたが、関東の方がより揺れたという、そういう地震もあるということを感じたところです。

余分な話をいたしました。感染防止対策をしっかりと取りながら、今後も社会活動を続けてまいりたいと考えております。

さて、この都市計画審議会の委員の皆さまには、愛知県の中でも市としては一番小さいということで、限られた岩倉の地理を有効に活用しながらまちづくりを進めていく、その上で皆さまにはいろいろなご意見を頂くということでございます。

やはり、今一番の課題とっておりますのは農業についてで、やはり担い手が不足しているということで様々な現象が起きているということを感じているところでございます。市の農業振興ですとか、あるいは健全な開発を進めていく中で、この岩倉の土地をどう生かしていくかということは、しっかりと課題として考えていかなければならないところですが、やはり時代の流れというものには逆らえない部分があるかなと感じているところでございます。

さて、本日議題として用意させて頂きましたものが3件あります。

付議事項として『尾張都市計画下水道の変更について』、『尾張都市計画生産緑地の変更について』の2件について付議させていただき、また『特定生産緑地の指定について』諮問をさせていただきます。

委員である皆さま方の、これまでのご経験と知識を存分に生かしていただき、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 : それでは、つづきまして、正副会長の選出についてお願いいたします。

条例第5条では、審議会に会長及び副会長を置くこととされておりまして、会長の選出につきましては、学識経験者の方の中から選挙により選出しまして、副会長につきましては、委員の中から互選により選出するという事になっております。

まず、会長の選出を行いたいと思います。立候補される方は挙手をお願いできませんでしょうか。

立候補者がおられないようなので、推薦によって選出することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 異議なし

事務局： ありがとうございます。
それでは、推薦によって選出することといたします。
どなたか推薦される方がいらっしゃれば、お願いをしたいと思います。

委員： 前期も委員をさせて頂いたんですが、前期にも会長を務めて頂いた、嶋田委員は大同大学で都市計画をご専門になさっておられますし、嶋田委員は会議においても手際よく進めて下さいます。なにかと大変なことだと思いますが、嶋田委員を会長として推薦したいと思います。
それから、副会長ですが、やはり同様にこれまでのご経験のある、加藤委員にお願いしたいと思います。

事務局： ありがとうございます。
会長に嶋田様をとのご推薦を頂きましたが、ほかに推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。
それでは、嶋田様を会長としてご異議がなければ皆さま拍手をもって、ご承認をお願いいたします。

委員： 〈 拍手 〉

事務局： ありがとうございました。
続きまして、副会長に加藤様をご推薦して頂きましたが、他にどなたかご推薦される方がいらっしゃればお願いいたします。
無いようでございますので、加藤様を副会長としてご異議が無ければ、皆さま拍手をもってご承認をお願いします。

委員： 〈 拍手 〉

事務局： ありがとうございました。
それでは、会長には 嶋田喜昭様、副会長には、加藤彰様と決定させていただきます。嶋田会長、加藤副会長は、会長席と副会長席へご移動のほどよろしく

お願いいたします。

〈 席移動 〉

事務局 : それでは、会長、副会長から、それぞれご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 : はい。ただいま会長を仰せつかりました、大同大学の嶋田でございます。微力ながらご推薦いただきましたので、一生懸命務めさせて頂きたいと思っております。
この都市計画審議会は、岩倉市の都市計画の最後の砦です。岩倉市がより良い街になるよう慎重審議のほうをご協力いただけたらと思っております。
よろしくお願いいたします。

副会長 : 副会長を仰せつかりました加藤です。委員の皆さまそして事務局の皆さまのお力をお借りして、職務を全うしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

事務局 : ありがとうございました。
どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、ここで都市計画審議会での審議事項につきまして、岩倉市長より付議及び諮問をいたします。

〈 付議、諮問 〉

事務局 : それでは、誠に恐れ入りますが、市長は他の公務がございまして、ここで退席とさせていただきます。

〈 市長退席 〉

事務局 : それでは、これ以降の議事進行につきましては、嶋田会長をお願いしたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 : 大同大学の嶋田でございます。
先ほど市長より、当審議会に対して都市計画に関する付議が 2 件と諮問が 1 件出されました。

これからご審議頂きたいと思います。

本日の議題の方、ご覧いただきますでしょうか。

まず、付議されました議題1『尾張都市計画下水道の変更（岩倉市決定）について』を議題といたします。

まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

〈 資料に基づき上下水道課長が概要説明及び同下水道グループ長が詳細説明 〉

会 長 : ありがとうございます。それでは、付議1号議案に何かご質問、ご意見ございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

確認したいことでも結構ですが。

委 員 : 最終的に増加で2ヘクタールということですが、名神高速道路の部分が除外されているということで、実際に増えているのは2ヘクタール以上という考え方ですね。プラスマイナスで2ヘクタールということ、ですね。

全体的に増えた数量というのは、どれだけになるかというのはどこかに載せてありますでしょうか。

事務局 : 個別に表示はしておりません。実際のところ、高速道路で減ったところは3.5ヘクタールくらい。増えたところだけを測ると実際には2ヘクタールしかないのですが、全体で測りなおすと593ヘクタールなんです。

他の計画との整合性を考えますと、トータルで最終的な数量を合わせるということで、県の水道課とも相談しまして、590ヘクタールから593ヘクタールへと変更したということです。

委 員 : 総トータルをして数量的な観点から面積の見直しをかけて、最終的に出した数字だという考え方でいいということですね。

事務局 : 変更箇所の面積について精査をして出した結果の数字ということです。

委 員 : ということは、最初の区域面積に誤りがあったということと考えるとよろしいでしょうか。

事務局 : そうですね。結果的にはそうなります。

委 員 : はい。わかりました。ありがとうございます。

委員： 今回の追加区域のところは、これから接続される場所があるのか、それとももう接続されているのか、その当時は繋がっていなかったけれど接続申請があったから繋いであげたのか、その当時はなかったけど、新築でそれ以降建ったから繋いであげたのか、そのあたりのところがはっきりしていないですね。

事務局： 今確認しているところは、すべて現時点で既に下水道に接続してあります。

会長： すでに下水道が使用されているということですか。

事務局： すでに使用しているところと、使用申請されているところもあります。

1年前くらいに申請されて、まだ計画が決まらずのところがあります。申請はされて下水道区域ではないのですが、下水道の管が目の中に入っていて隣接しているので投資効果も含めて区域外流入を進めております。

そういうところを今回は取り入れるということで、今回は実際に測量したところを順番に取り入れる形を取っております。たまたま時期的に新しく、区域に接続されていない所でも接続したいという申請があったので、先に入れていくところもあります。

委員： こちらは住居ですか。

事務局： 全部が住居ではありません。公園等ありますが、公園がちょうど区域境になっていて、これらを最終的に下水道に入れ込むということです。

委員： 今の話、ちょっと確認させて頂きますけれど、もう既に隣接しているということで、下水と接続しているところと1年前に申請があったところを、今回追加として区域編入しているという形になるかと思いますが、そういった方々は調整区域の方々なんですね。原則的には、下水道は市街化区域を対象とするというものだと思うんです。ただ隣接しているということで、投資効果の観点から編入に加えるということなのですが、そもそもそういった方々というのは自主的に申請された方々なのか、あるいは、市街化区域とか調整区域のちょうど隣接したところというのは、住宅とか企業とかいろいろあると思うんです。

そういった方々に対して、例えば市の方から意向調査をして、編入したいという意向があった方々を対象として追加編入していくものなのか、その辺の基本的な考え方を一度聞かせていただけますか。

事務局： はい。基本的な考え方としては、申請があったところに対して許可を出していくという形になります。こちらから、下水道が使えますという積極的なアピ

ールは特に行っておりませんが、使えますかと聞かれれば区域外流入ですけど使用することはできるとふうに情報提供はしています。

委員： はい。わかりました。

委員： 大変細かいことで申し訳ないのですが、18 ページのこの面積のほとんどが掛かっていて、市街化区域のところはほんの一部左端にあるんですけど、ここは川ということで、特に除外しなくても良いということなんでしょうか。
本当に細かいことで申し訳ないのですけれど。

会長： 事務局いかがでしょうか。

事務局： 境目のところですね。五条川の右岸と左岸で処理区域が分かれておりまして、川は入らないということになります。左岸側については、市街化区域ではないものですから下水処理区域に入っておりません。緑の線が他の線と二重に入っているところがあって若干ズレがあるかもしれません。

委員： ありがとうございます。

委員： これ調整区域の下水道が市街化区域と隣接していて、簡単に引けるところは引いてもらっていることになるんですか。

というのは、農業関係で言うと、調整区域については、農地について開発の進んだところは下水道を引いて欲しいという希望者がたくさんある。

だれど、調整区域だから、目の前に持っても引いてもらえないだろうという説明をしていたのだけど、以前からそういうはなしだったのですか。

事務局： 下水道の区域は年ごとに増えておりまして、その分の負担は市の方で、下水道に接続したいと申請される方については接続される方にご負担をお願いしております、市の方では全く負担していないという実情があります。

また、こういうことはいつからやっているかというご質問ですけれども、私を知る限りおよそ平成 25 年くらいからのことでございまして、それ以前については、公共性のあるもの、学校とか公園等については原則接続しても良いけれども、一般の住宅についてはお断りをしていたところがありました。

それ以降、要綱を変更いたしまして、戸建ての住宅というか、そういう住宅については接続できるような形で 10 年近くが経過しています。

- 委員：　　そういうことはきちんと広報しないと、不公平感が出るでしょう。
　　そんな話は聞いていない、僕らもそう話していたから。
　　調整区域は残念ながら出来やすいということで、農地なども。そういう話はきちんと広報して隣接しているところがありますよと、そういうことで話を進めて頂かないとおかしいのではないかと。
　　農業委員の皆さんもそういう話は知らないと思う。
　　これは意見です。要望。以上。
- 委員：　　岩倉市は五条川には右岸と左岸とにわかれておりますが、それは明記しなくても良いですか？ 県へ出すときに両岸でこれだけだけれど、右岸はこれだけ、左岸はこうであるというふうに…これは関係ないのでしょうか？
　　県へは分けて出さなくてもいいものですか？
- 事務局：　　都市計画としましては、岩倉市の下水道ということでひとつの計画になりますので、特に右岸がとか左岸が、ということは明記しません。
- 委員：　　はい。それはわかりますけれど。五条川の流域面積は変わるもので、そこを分けて載せてもらうと何かと支障がないのではと思って聞いてみたのですが。県の方が良いと言われるなら良いです。普通は、右岸と左岸でこれだけの面積ですと記載してもらえたらありがたいのではと思ったのですが。
　　それともう一点。大変申し訳ないのですが、私ども素人でございますので。
　　今の 22 ページの間で下水道が埋設された場所の表示は今後していただけないのでしょうか。見ても分からないので、色分けは出来ないのでしょうか。資料として、ご検討ください。
- 会長：　　はい。2点ございましたが。いかがでしょう？
- 事務局：　　今最後に言われたのは、供用開始区域を明記して欲しいということですね。
- 委員：　　はい。だってこれは赤だけで。供用開始が済んでいるところは赤くついていると思うんですよ。だけど一般的に供用開始はここですよというのが純然たる皆さんに分かるようにしてほしいです。
- 事務局：　　現状を表しているということですよ。はい。わかりました。

委員：これはこのままで出してもらって良いですよ。今後出されるときにはそういうことも少しご検討したらいかがですかということです。他の委員の方々も、これはどこが済んでいるのかなと言っておられるので。

事務局：わかりました。ホームページの方では、毎年整備を行っているものですから、随時更新しています。今後の資料には反映されるよう、検討させていただきます。

会長：では、他にご意見はございませんでしょうか。

いくつかご意見出ましたけれども、ほかにご意見がなければ採決の方に移らせて頂きたいと思いますが、非常に重要なご指摘もございましたので、その辺は事務局の方で検討して頂くということを踏まえて、諮らせて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。はい。ではそういう条件も付けて諮らせて頂きたいと思います。

議題1『尾張都市計画下水道の変更（岩倉市決定）について』お諮りいたします。原案のとおり認めることに、ご異議ございませんか。

委員：異議なし。（全員）

会長：ありがとうございます。全員異議なしとのことですので、議題1『尾張都市計画下水道の変更（岩倉市決定）について』は、原案のとおり議決されました。

では続きまして、議題2として『尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について』を議題といたします。事務局よりご説明をお願いします。少し職員を入れ替えます。

〈 上下水道課職員 退席 〉

〈 資料に基づき都市整備課計画営繕グループ長が説明 〉

会長：はい。ありがとうございました。それでは議題2について何かご意見ご質問がありましたらよろしく願いいたします。確認したいことでも構いません。

委員：以前から鈴井町のあたりでは、大雨が降ると道路冠水が起こったりということがありました。その後雨水の整備計画の下で、早く流れるかたちの整備が行われたのではないかと考えております。そういった中で、現在はそういう事象が起きてないと考えております。

今回、比較的大きな生産緑地の解除になるわけですが、雨水処理の関係

から安全性が確保されているのかという点について、どういうお考えなのかを教えてください。

事務局 : こちらについては、500 m²以上の開発になりますので『雨水浸透阻害』というかたちで一宮建設事務所の管轄となりますが、今のところどのように対応するのかということについては確認が取れておりませんが、もちろん一宮建設事務所の審査を通る必要があり、浸透阻害行為についての雨水処理問題はそこで一定の担保がなされるというふうに考えております。

会 長 : はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか？

委 員 : はい。ありがとうございました。

会 長 : ほかにいかがでしょうか？

委 員 : この一覧表を見ていると、500 m²間際の一団地の面積が結構多い状況で、解除が出てくるのは今後少ないんじゃないかなと思うんですけども、これは500 m²切ったときのいわゆる道連れ解除というものが出てくる可能性が非常に多いと思うんですが、そうなった場合の基本的な買い取りについての市役所様のお考えはどういうふうなのかということと、市条例で300 m²まで落とせることもお聞きしたのですが、そのあたりのご対応はどうなのでしょう。その辺をお聞きしたいです。

事務局 : はい。次の特定生産緑地のところで、またお話をさせていただこうと思っ
ているのですが、まず、道連れ解除についてですが、今回特定生産緑地については、国の方からもできるだけ道連れ解除のならないようにということで、少し一団の考え方をゆるくして頂いているということもありますので、そういったところで道連れ解除になりそうなところがあつたら、近隣にくっつけることによってもしかしたら一団の生産緑地として維持できないかということについて、市の方からその所有者の方に頼んでみて、たとえばうちも相続が近いからそれはできないよと断られた場合には致し方ないということで、道連れの解除という形をとることとなり、そちらについては道連れ解除の原因となった方に道連れとなる方に対して説明をして頂くということにしておりますので、市としては出来る限り道連れ解除にならないように手立てをまずは考えて、今回についても特定生産緑地の指定についてもそういった部分で動いたところもあるので、市としては考えております。

また、300㎡までということで、そちらについても本市としても検討をしたのですが、500㎡持っていて300㎡は指定しておいて残りの200㎡は解除できるという少し別の方向へ行くんじゃないかということを懸念しまして、岩倉市としては面積上限の緩和ということについて検討はいたしましたが、結果、変更なしということで500㎡でということになりました。

委員： はい。ありがとうございます。

会長： 面積緩和ではなく、一団でなんとか対応していこうということですね。

事務局： はい。

会長： ではほかにいかがでしょう。

委員： 今のお話をお聞きしていくと、岩倉市さんは市街化区域の農地は保全していくという、マスタープランをもっているという考え方で良いのでしょうか。

たとえば、違う市町村さんで、市街化区域内の農地はもう残していかないという、その場合いっぱい緑があるから市街化区域内を開発していくという方針を立てられて、積極的に保全はしていかないというようなところも見受けられるので、そのあたりのところ、岩倉市さんは市街化区域内の緑の在り方というのは、マスタープラン上どういうふうに行きわたっているかお聞きしたいです。

会長： はい。いかがでしょうか。

事務局： そうですね。マスタープラン上ではやはり市街化区域内の農地は保全していくと考えております。次にあります、『特定生産緑地』へ移行する制度がありますが、その際に所有者全員の方にアンケートを採らせて頂いたのですが、概ね7～8割の皆さまが継続していくということでありましたが、一方で実際市としては定住人口を増やしたいということもあり、そういう部分にも着目して住宅供給が進めばと考えているところもあります。都市内緑地については市街化区域が狭い中で貴重なものにもなりますので、所有者の方々からの結果についても保全をして頂くという点においては市としても合致しているのかなど、いうふうに考えております。

会長： はい。ほかにいかがでしょうか。

委員：はい。生産緑地に指定されると、当然、税金など控除されるのですが、実際に農業をされているかどうかの確認については、岩倉市さんはどのようになさっておられるのでしょうか。毎年なさっていられるのか何年かに一回なのか、また、従事されていない場合はどう対応なさっておられるのか、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

事務局：岩倉市におきましては、市域が狭いということもありまして、基本的に職員が生産緑地地区がどこにあるかを把握しておりますので、職員が巡回をして管理されていないところについては連絡をいたしまして、しっかり管理してくださいということで対応させて頂いています。

他の大きな市ですと、なかなかそういう訳にはいかないもので、たとえば1年に1回所有者様から現況報告をして頂くとかということもございますし、中には、生産緑地だと認識されているご近所の方から、ここ最近管理されてない旨の通報を頂くこともありますし。基本的には職員が見て回ってということで対応しているというところですよ。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：はい。ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。
よろしいでしょうか。次にも関係するので一旦ここで終了するというので、ちょっと1点、私から確認よろしいでしょうか。
買い取り申し出があつたけれども市では買い取らなかった、ということで良いのでしょうか？その判断はどうかしているのか教えてください。

事務局：基本的には、買い取り申し出が出た時点で、こういったものが出てきましたということで関係各課に照会をするのと、あと農業委員会の方にも依頼をかけ、そちらの方から買い取り希望がないという形で、意見聴取をして、市としては買い取らないという形にしているということになります。

また、買い取り金額がどうしても高額なので、それだけの予算確保ができるかということもあるんですけども。

会長：公共施設として利用しにくいというか、そういうところばかりが出てくるという気がするのですが。

事務局：そうですね。規模としてはそれほど大きくないという、今回の鈴井町についてもなかなか使いづらいということもあるんですけど。

一定の議論はしており、今までにもここは公共施設としてどうだろうというところもあったと思うのですが。そこは、なかなか結構な金額で申し出をされるものですから、そこまでの金額を出してまだ買えるかということが、正直、市としては難しいかなというところではあります。

委員： 農業委員会の方での今のお話ですけれど、買い取り希望を出される方は、買い取って欲しくないんですよ、だから坪単価 100 万。ちょっと多いですけど、そういった気持ちで買い取り希望を出しておられます。形式的にと言っただけではないけれど、そういう手続きを踏まなければならないので、ということだと思います。だからみんな買い取って欲しいという気はないんです。というのが実態です。

会長： たとえば農地として、幹旋とかそういうこともなさっておられるんですよね。

委員： 農地として保全していきたいと思われる方がほとんどだと思います。わたしも土地を持っているんだけど、ずっと農地でということではなくて、何らかの利活用の仕方があればと思っただけです。ずっと農地で思っておられる方も、生産緑地地区の方にはおられるということです。岩倉市の実態はそういうことですよ。

会長： はい。ありがとうございます。他にご意見ご質問ございますか。無ければ採決ということでお願いしたいと思います。

では、議題 2『尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について』お諮りいたします。原案のとおり認めることに、ご異議ございませんか。

委員： 異議なし（全員）

会長： ない。ありがとうございます。全員異議なしということですので、原案のとおり議決されました。ありがとうございます。続きまして、議題 3 として『特定生産緑地の指定について』を議題にいたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

〈 資料に基づき都市整備課計画営繕グループ長が説明 〉

会長： はい。ありがとうございます。議題 3 について何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。

委員：この緑の部分が、今後買い取り希望が出てくる意味合いで良かったですね。生産緑地法の最初の方の指定の時には、30年経ったら基本的に全部買取るといような方向性の法律だったように思うのですが。先ほどのお話だと、お金の都合もあって買い取れないということでございましたが、例えば今回の6ページの9-1、ここの緑は結構大きくて使い勝手がありそうな気がするので、こういうものだけでも乱開発防止で、市としてうまく活用することを検討されていけばいいかなと、個人的な希望なんですけど。

なかなか予算の話もあって、難しいとは思いますが。

会長：では、事務局いかがですか。

事務局：はい。買い取り申し出が出る中で、もちろん庁内で十分検討したうえで、できる限りそういうところでは考慮していきたいと思っております。予算の都合もございますけれども、そういったことが出てくれば、検討した上でなにか出来ないかということについては、市全体でのことも含めて検討していきたいと思っております。

会長：緑の基本計画を絡めてみても、都市公園もあまり多くなかったような気がするので、活用できるような大きなものが出てこればいいですけどね。これ今指定しない所で一番大きいのでどのくらいの面積でしょうか。

なかなか大公園だと厳しいですかね。2,000㎡にも満たない感じになるので、活用が難しいのはあるのかなと思いますよね。

貴重な都市緑地として、グリーンインフラでもありますし、防災面なども考えつつ、そういった場所として活用していくことも考えていいのではないかと思いますよね。はい。ありがとうございます。

他にいかがでしょう。

事務局：ひとついいですか？

先ほどの委員さんがおっしゃられました、市として、例えば公共事業の代替地ですね。今は街路を作っておりますのでそういったところの方の移転先としてですが、1も2もですね、私ども不動産鑑定評価から土地を批准して土地価格を決めるのですが、やはりそこの差があまりにも大きくて、言葉は悪いのですが、法外な金額を提出されて市に買われないようにということかと思えるくらい、そのくらいに先を決められておられるのかなと思われるような単価が出されておまして、ぜひこういう土地は買わせて頂きたいと思うのですが、そ

のあたりが一番難しい部分なのかなと毎回買い取り申し出が出るたびに思っております。

ご協力いただけるならぜひ、本当に市は安い単価になりますので、そのあたりが悩ましい所ですよ。

会 長 : 指定する、しない、の意向をお聞きになるかと思うのですが、理由は聞かれていないのでしょうか。

事務局 : そうですね、具体的には聞いてないですね。

会 長 : 込み入ったことは聞けないですね。だけどそういうのを聞けたら良いですよ。

事務局 : 大体出てくる以前に、住宅のディベさんとかが用途地域を聞いてくるんですよ。都市整備課の方に。その時点で、ああ、ここは生産緑地だなということがわかって、ほどなくしてそういうことも付いてきますので。聞くまでもないというか。

会 長 : 先回りされているんですね。はい。ほかにいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。採決に移りたいのですがよろしいでしょうか。では他に無いようですので、議題3『特定生産緑地の指定について』をお諮りいたします。原案に対し、ご異議ございませんか。

委 員 : 異議なし (全員)

会 長 : はい。ありがとうございます。皆さま異議なしとのことで、原案のとおり承認されました。これで議題が終わりました。

続きまして、その他『岩倉市都市計画マスタープランの産業系拡大ゾーンの進捗について』ということで報告がありますので、事務局より説明をお願いします。

〈 資料に基づき都市整備課計画営繕グループ長が説明 〉

会 長 : それでは、以上をもちまして、本日の審議会は閉じさせていただきます。
委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、また、ご審議賜りまして誠にありがとうございました。